

事務連絡
令和3年3月21日

埼玉県弓道連盟 会員各位

埼玉県弓道連盟
理事長 平野 博幸

緊急事態宣言解除後における
県立武道館及び大宮公園弓道場の利用制限の継続について（連絡）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

緊急事態宣言が令和3年3月21日で解除されることになりました。しかしながら埼玉県内の新型コロナウイルス感染症の状況は予断を許す状況にはありません。こうした状況に鑑み県所管部局からの指示により、以下の通り、当面の間、県立武道館と大宮公園弓道場の利用方法については緊急事態宣言下と変更がない旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

1 埼玉県立武道館の利用方法

- ① すでに団体利用の予約が行われている事業については感染防止策をとった上で利用を認める。
 - ② 新規の団体利用の申し込みはできない。
 - ③ 個人利用はできない。
 - ④ 上記対応は3月31日（水）までとし、以後の対応については県所管部局との協議の上で決定する。
- *埼玉県立武道館ホームページをご覧ください。

2 大宮公園弓道場の利用方法

- ① これまで通り、感染対策をとった上での団体利用は可とする。
 - ② ただし、利用人数は20名以下とする。
 - *終日利用の場合は利用人数を20名以下とする。（入れ替え不可）
 - *午前・午後の入れ替えを行う場合は完全入れ替えとし、午前・午後を通して利用する者のないようにする。
 - *完全入れ替えであれば3部制・4部制も可とする。
 - ③ 弓道場内の各部屋の利用については従来通り、別紙見取り図の黒塗りになっている部分のみとする。
- *見取り図は前回お送りしたものを参照して下さい。

3 その他

今後、施設の利用方法が変更された場合には埼玉弓連から改めて連絡するが、当面は利用する団体がその時点での利用方法を施設に確認して対応するものとする。

埼玉県内での新規感染者数は再び上昇傾向にあるとの報道もあります。また変異型の確認も連日報告されています。会員の皆さまには引き続きガイドラインⅣにより感染防止に努め、安全・安心の弓道稽古に努めていただくようお願い申し上げます。

3 連絡先

埼玉県弓道連盟 理事長 平野博幸

090-8100-3963

hiroyuki.h01200@m3.dion.ne.jp

以上